

公益社団法人 日本美術教育連合

定 款 細 則

細則 1 定款第 11 条（入会金及び年会費）に関して

入会を希望する者及び正会員は、次に示す入会金及び年会費を納めることとする。

（1）入会金 金 3 0 0 0 円

（2）年会費 金 7 0 0 0 円

賛助会員は次に示す年会費を納めることとする。

年会費 1 口 5 0 0 0 円 何口でも可とする。

2 前項各号の金額はいずれも平成 26 年 3 月末日現在のものであり、今後、改訂されることがある。その場合は、理事会で検討し決議した上で変更していくことになる。

3 収益（入会金及び年会費）及びその他の収益科目に関して、各収益の公益目的事業に使用する金額と法人会計に使用する金額の配賦割合は、理事会で検討し決定する。

（平成 30 年 1 月 21 日理事会において一部改定）

（平成 30 年 3 月 11 日理事会において一部改定）

（令和 2 年 8 月 23 日理事会において一部改定）

（令和 7 年 3 月 2 日理事会において一部改定）

細則 2 定款第 22 条（役員の選任）に関して

理事は会員の投票により、当分の間、得票数上位 5 名とする。なお、代表理事の選任は前記 5 名の合議による。

（平成 27 年 8 月 30 日理事会において制定）

細則 3 定款第 27 条及び第 34 条（役員の報酬）に関して

理事、監事及び運営委員は次の通り無報酬とする。

（1）理事 無報酬

（2）監事 無報酬

（3）運営委員 無報酬

2 ただし、それぞれに対し事業遂行に要する実費を支給することができる。

（平成 30 年 12 月 16 日理事会において一部改定）

細則 4 定款第 33 条（運営委員会）に関して

公益事業を「国際局運営委員会」「研究局運営委員会」「事業局運営委員会」の 3 委員会で企画推進する。

2 それぞれの議事運営に関する諸規定は、理事会で検討し制定していく。

3 運営委員の任期は選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

（平成 30 年 2 月 16 日臨時理事会において一部追加改訂）

(令和7年6月15日理事会において一部追加改訂)

細則5 定款第33条(運営委員会)、定款第34条(運営委員)及び定款第35条(事務局)に関して国際局運営委員会、研究局運営委員会、事業局運営委員会及び事務局に所属する若干名の局員を置くことができる。

2 局員は正会員の推薦により理事会において選任及び解任する。

3 局員の任期は、選任時の理事任期期間中とする。

4 局員は各委員会及び事務局の事務を補佐する。

5 局員は無報酬とする。ただし、事務遂行に要する実費を支給することができる。

(平成30年2月16日臨時理事会において制定)

(令和2年8月23日理事会において一部改定)